

北中学校 教職員の不祥事が起きないようにするためのルール

令和5年4月

自分を守るために、生徒を守るために、そして保護者や地域の方々の信頼を失うことがないように、北中学校全職員が意識をして行動するためのルールです。みんなで信頼を維持できるよう心がけていきましょう。

1 全体に関わること

- (1) 様々な立場の人権を尊重する。
- (2) 複数の教職員で指導をする。
- (3) 学校での問題は全職員で共有する。
- (4) 教職員同士が互いにしっかり声掛けをし、風通しのよい職場づくりを行う。

2 生徒への留意事項

- (1) 生徒と携帯・スマホでの通話、メールのやり取りは行わない。
- (2) 携帯・スマホを教室に持参しない。また、校内で利用する場合は、生徒の目に触れないようにする。
- (3) 生徒と教職員が密室で1対1になって、生徒指導や学習指導をしない。
- (4) 体罰（行き過ぎた指導、暴言も含む）を絶対にしない。
- (5) 不必要な身体接触をしない。
- (6) 生徒を車に同乗させない。緊急で必要な場合は管理職の許可を得る。

3 個人情報に関すること

- (1) USBなど個人情報を校外に持ち出さない。どうしても必要な場合は管理職の許可を得る。
- (2) 個人情報の管理を徹底する。
- (3) 電話等での生徒の情報の問い合わせについては「お答えできません。」と対応する。

4 教職員間で気を付けること

- (1) 業務に関する悩みなど一人で抱え込まず、他の職員に相談する。
- (2) 常に互いに声をかけ、助け合い協力しあえる職場づくりをする。
- (3) セクハラ・パワハラ等と誤解される言動は慎む。
- (4) 金銭の管理には十分注意する。生徒から集金した金銭は出納簿で管理し、保護者に会計報告をする。

5 教職員個人に関すること

- (1) 飲酒運転を絶対にしない。また次の日、運転をする必要がある時は、深夜まで飲酒しない。
- (2) 利害関係のある業者や保護者などから誤解を受けるような金品を受け取らない。
- (3) 法に触れる行為をしない。